

## 災害に備えた協定締結について

このことについて、別紙のとおり締結しましたのでお知らせします。

## 災害時における物資の供給に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と大和紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、武蔵村山市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に物資の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的且つ速やかに物資の供給を行うものとする。

### （物資の種類）

第4条 物資の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

### （物資の引取等）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に従い甲の指定する場所に、物資を搬送するものとし、甲は、指定する場所に職員を派遣し、供給された物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

3 甲は、災害時において、乙が甲の要請により物資を運搬する車両を優先車両として通行ができるよう配慮するものとする。

### （経費の負担）

第6条 甲は、乙に対し前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要した費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害が発生した直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に支払う。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、緊急時の連絡を円滑に行うため、甲乙それぞれの連絡先、連絡責任者及び連絡担当者(次項において「連絡先等」という。)を定め、それぞれの相手方に連絡先等一覧(様式第3号)により通知するものとする。

2 甲及び乙は、その連絡先等に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

令和 2年 4月 1日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

東京都武蔵村山市長 藤野 勝



乙 大阪府茨木市西河原北町1番5号

大和紙器株式会社

代表取締役社長 窪田 英志



年 月 日

会社名 \_\_\_\_\_ 様

武蔵村山市長

### 物資供給要請書

災害時における物資の供給に関する協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(武蔵村山市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

年 月 日

武蔵村山市長 殿

会社名 \_\_\_\_\_

### 物資供給完了報告書

災害時における物資の供給に関する協定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

( 連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

連絡先等一覧

名称		
郵便番号		
住 所		
連絡担当者		
F A X 番号		
E-mail		
連絡責任者	職 名	
	氏 名	
	連 絡 先	
	緊急連絡先	

